

和歌山市納税通知書送付用封筒への広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、税務部における広告の掲載に関し、和歌山市広告の掲載等に関する要綱（平成18年10月1日制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主等 広告主又は広告代理店をいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載することをいう。

(広告の対象)

第3条 広告掲載の対象は、和歌山市が毎年度作成する次に掲げる和歌山市納税通知書送付用封筒（以下「納税通知書用封筒」という。）とする。

- (1) 固定資産税用封筒
- (2) 市県民税用封筒（普通徴収用）
- (3) 軽自動車税（種別割）用封筒

(広告掲載の規格等)

第4条 広告の掲載位置、規格等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 納税通知書用封筒の裏面
- (2) 枠数 1枠
- (3) 規格 縦55ミリメートル・横90ミリメートル
- (4) 広告の色 1色

2 広告には、広告主等の名称及び連絡先を記載し、広告の右上部に、縦5ミリメートル・横10ミリメートル程度で「広告」と表示しなければならない。

(公募による募集)

第5条 広告掲載を希望する広告主等（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、公募の方法によるものとする。

2 前項の規定による公募は、市の広報紙若しくはホームページ又はその両方で行う。

(広告の申込み)

第6条 広告掲載の申込みは、和歌山市納税通知書送付用封筒への広告掲載申込書（別記様式第1号）及び誓約書兼同意書（別記様式第2号）により行うものとする。

(広告掲載料の最低募集価格)

第7条 市長は、広告掲載料の最低募集価格を設けることができる。

2 前項の最低募集価格を設けたときは、第5条第2項の規定に基づき周知するものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、広告掲載希望者及び広告の内容が、納税通知書用封筒に掲載するに当たり適当であると認められる者のうち、広告申込額が最も高いもの（以下この条において「候補者」という。）を広告主等として選定する。

2 候補者が、2者以上のときは、後日、候補者全員によるくじにより決定する。

3 前項の規定に基づくくじ実施日時と場所は、候補者に通知する。

4 くじに参加しなかった候補者及び遅刻した候補者は棄権したものとみなし、くじ結果につい

て異議を申し立てることはできないものとする。

5 広告主等は、自己の権利を他人に譲ることはできないものとする。

(広告主等への通知)

第9条 市長は、広告主等を決定したときは、和歌山市納税通知書送付用封筒への広告掲載決定通知書(別記様式第3号)により広告主等に通知する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月29日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年1月16日から施行する。

2 この要領の施行の際現に存するこの規則による改正前の和歌山市納税通知書送付用封筒への広告掲載取扱要領別記様式第1号による用紙は、この規則による改正後の和歌山市納税通知書送付用封筒への広告掲載取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

別記様式第2号（第6条関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所又は所在地

法人又は団体名

代 表 者 名

私は、和歌山市納税通知書送付用封筒へ広告の掲載を申し込むに当たり、和歌山市広告の掲載等に関する要綱第3条第2号を満たすものであることを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることがあった場合も、一切の異議を申し立てません。

また、誓約内容を確認するため、和歌山市が関係各機関に照会を行うことについて同意します。

別記様式第3号（第9条関係）

和歌山市納税通知書送付用封筒への広告掲載決定通知書

（ 所 在 地 ）

（ 名 称 ） 様

和歌山市長 印

年 月 日付けで申込みのありました和歌山市納税通知書送付用封筒広告掲載について、（申込者名）の広告を掲載することに決定しましたので通知します。

なお、提出された広告の内容（デザイン、字を含む。）を変更したい場合は、事前に承認が必要となります。